

市道における電線類の占用申請の適正化について

I 中国電力株式会社の共架電線類

1 経緯

中国電力(株)は、平成29年5月31日に、他社(NTT西日本等)の電柱に共架している電線類の一部について、占用許可が未申請であるため適正化を図っていくと報道発表を行いました。

2 共架電線類の占用申請の適正化について

中国電力(株)は、平成29年度中において共架電線類の未申請箇所調査を実施し、正確な件数を把握したうえで占用許可申請を行いました。市は、この申請に基づき占用を許可し、平成29年度分の占用料を年度内に徴収しました。

- (1) 未申請箇所数： 2, 160箇所
- (2) 占 用 料： 1, 166, 400円

3 過年度分(平成28年度以前)の占用料の取扱いについて

市は、過年度分の占用料の取扱いについて、島根県の対応を参考に顧問弁護士と相談のうえ、次のとおりとすることとし、中国電力(株)と合意しました。

【合意内容】

- ①過年度分の占用料については、民法の規定に則り、占用料相当額として10年間遡って支払う。
- ②利息については、民法の法定利率5%・単利とする。

○過年度占用料相当分 10, 337, 012円(すでに納入済み)
〔 内訳 占用料相当額： 7, 921, 485円 〕
〔 利 息： 2, 415, 527円 〕

II NTT西日本の共架電線類

1 経緯

中国電力(株)の報道を受け、市がNTT西日本に確認したところ、中国電力(株)と同様に、他社(中国電力(株)等)の電柱に共架している電線類について、占用許可が未申請であることが判明しました。

2 共架電線類の占用申請の適正化について

NTT西日本は、平成29年度中において共架電線類の未申請箇所調査を実施し、正確な件数を把握したうえで占用許可申請を行いました。市は、この申請に基づき占用を許可し、平成29年度分の占用料を年度内に徴収しました。

- (1) 未申請箇所数： 6, 900箇所
- (2) 占用料： 2, 210, 760円

3 過年度分(平成28年度以前)の占用料の取扱いについて

市は、過年度分の占用料の取扱いについて、中国電力(株)と同様に取り扱うこととし、NTT西日本と合意しました。

【合意内容】

- ①過年度分の占用料については、民法の規定に則り、占用料相当額として10年間遡って支払う。
- ②利息については、民法の法定利率5%・単利とする。

○過年度占用料相当分 27, 776, 606円(すでに納入済み)
(内訳 占用料相当額： 20, 743, 268円)
利息： 7, 033, 338円)

III その他の占用者

1 (株)エネルギー・コミュニケーションズ、(株)USEN

占用許可申請が適正に行われており、占用料は納入されています。

2 JAしまね出雲地区本部、出雲ケーブルビジョン(株)、ひらたCATV(株)、大社ご縁ネット

占用許可申請は、適正に行われています。なお、占用料は、全額免除としています。(出雲市道路占用料徴収条例施行規則第14条第2号)

※参考 中国電力(株)とNTT西日本からの合計納入金額

適正化による平成29年度占用料納入額	合計	3, 377, 160円
過年度占用料相当分納入額	合計	38, 113, 618円